

松江清心養護学校 学校いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめについての基本認識

(1) いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

（いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号 第一章総則 定義 第二条 より）

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

(2) いじめについての基本的な考え方

いじめを防止するために「校内いじめ防止委員会」を中心に学校全体で真剣に取り組むことが大切である。以下の基本方針を示す。

【基本方針】

- ・ いじめは誰にも起こる可能性がある最も身近な人権侵害事案として全教職員が共通理解し、いじめ防止に組織的な取組を行う。
- ・ あらゆる場面で児童生徒が自己肯定感を高められるような教育活動を展開する。
- ・ 児童生徒、保護者と教職員が適切な人間関係、信頼関係を確立する。
- ・ 学校、家庭、地域、関係機関等すべての関係者が連携し、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

2 いじめの未然防止、早期発見のための取組（別紙1、別紙2）

(1) 未然防止の取組

①人権意識を高める

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で研修を深め、平素から教職員全員で共通理解をするとともに、人権教育研修等を通して人権意識を高める。また、全校集会や学級活動等で、友達を大切にすること、人権を守ることを盛り込み、いじめをしない、許さない雰囲気を学校全体に作っていく。

②自己有用感、自己肯定感の育成

平素の授業において、児童生徒が「わかった」「できた」という思いをもてる授業づくりに努めるとともに、「学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、児童生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。

③いじめに向かわない態度・能力の育成について

学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。さらに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う力の育成を図る。

④相談支援しやすい環境づくりについて

いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるとともに、友達や教職員に相談しやすい環境を作り、児童生徒が相談することで自分からストレスに適切に対処する力を育む。

⑤家庭や地域との連携について

いじめ問題は、学校や家庭だけの問題として捉えるのではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要がある。日ごろから家庭や地域と共通理解を図るために、常に開かれた学校づくりに努め、ホームページ、学校だより等による広報活動を行う。

(2) 早期発見の取組

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、情報を共有する。また、日頃から児童生徒との人間関係を深めることに努めることが大切である。

【具体的な取組】

- ① 休み時間等、学校生活の様々な場面を通じて児童生徒の様子を把握を行う。
- ② 児童生徒との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努める。
- ③ 定期的に、また、必要に応じて、個人面談を実施する。
- ④ 教師間の見守り、相互の連携を密にし、教職員間の情報共有に日頃から努める。
- ⑤ 児童生徒やその保護者に児童生徒の実態に応じたアンケート形式の調査を実施する。
- ⑥ 家庭訪問、個人面談、連絡帳等を活用して、保護者との連携を図る。
- ⑦ 保健室の利用、スクールカウンセラーへの相談、校外の電話相談窓口等について周知する。

3 いじめを認知した場合の取組（別紙3）

(1) 組織的な対応を行う

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「校内いじめ防止委員会」のメンバーに報告し、情報を共有する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

「校内いじめ防止委員会」では、関係児童生徒の担任等を加えた『校内いじめ対策委員会』を組織し、すみやかに関係児童生徒から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(3) いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除く等心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友達や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。

学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切に、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介する等して、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

(4) いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、状況に応じ、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

(6) 経過観察と再発防止に向けた継続した指導

いじめが解消したと見られる場合（いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上、続いている期間）でも、引き続き保護者と連携しながら児童生徒の経過観察（日常の観察、面談等）を行い、必要に応じて「いじめ防止委員会」で課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。また、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、継続的な指導や支援を行う。そして、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取り組みや児童生徒指導体制を見直し、再構築する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

4 インターネット上のいじめへの対応

学校は、児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努める等、早期発見のための取組を推進する。インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等の措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)や携帯電話のメールを利用したいじめ等への対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに保護者への啓発を行う。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高い等の性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

5 学校評価・教職員評価

学校は、学校評価においていじめの問題を取り扱う場合には、その目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握が促進され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価することができるようにする。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教職員評価においていじめ防止等の対策の取組状況を評価する場合には、管理職は、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教職員の日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見の取組、いじめを認知した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

6 特に配慮が必要な児童生徒への対応

以下①～③に掲げた例をはじめとして、児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、外部の専門機関や異校種間での連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。

- ① 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者をもつ等の外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多い。そのことに留意し、児童生徒にいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ② 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ③ 大規模災害等により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

学校の設置者や学校は、次の定義①～③のいずれかに該当する事案が発生した場合は、「いじめ防止対策推進法第28条第1項」に規定する「重大事態」としてすみやかに対処する。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。
- ③ 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 調査主体の決定

事実が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は、重大事態として対応する。重大事態と判断した場合は、県教育委員会（特別支援教育課、教育指導課子ども安全対策室）に速やかに報告し、指導助言の下、対応にあたる。調査主体を学校とするのか、県教育委員会とするのかは県教育委員会の判断を仰ぐ。

※ 調査主体が学校となった場合は、「校内いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の状況に応じて、専門家を加えてすみやかに調査を実施する。また、県教育委員会から学校に対して必要な指導、必要に応じた専門的知識及び経験を有した第三者の派遣を受ける。

※ 調査の公平性、中立性を確保するため、当該事案に関係する当事者又は利害関係等を有する者は、当該調査に従事することはできない。

(3) 事実関係を明確にする調査の実施

学校は、重大事態の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り明確にする。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒等から聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

①いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

学校は、調査においていじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合は、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行う。その際、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた児童生徒への指導をすみやかに行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

②いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

学校は、児童生徒の入院や死亡等、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

<いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点>

学校は、児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- 遺族に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聴き取って、できる限りの配慮を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても説明を尽くし、できる限りの配慮を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を実施する組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があると等を踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。

- いじめを受けた児童生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死したい、死にたいと思うこと）が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。児童生徒の心の傷を癒す、不安を取り除く等心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

(4) 児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供

調査実施前、被害児童生徒・保護者に対して以下の(ア)～(キ)の事項について説明を行い、その意向を聴き取る。また、説明を行う主体は、県教育委員会や学校が行う場合が考えられるが、県教育委員会と協議の上、状況に応じて適切に主体を判断する。

- (ア) 調査の目的・目標
- (イ) 調査主体（組織の構成、人選）
- (ウ) 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- (エ) 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者や学校の対応等）
- (オ) 調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
- (カ) 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- (キ) 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

県教育委員会や学校は、当該事案に関係する児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行い、その意向を聴き取る。

情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(5) 調査結果の報告

調査の結果については、県教育委員会より知事に報告される。いじめを受けた児童生徒、保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒、保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。

(6) 再発防止の措置

「校内いじめ防止委員会」がいじめの再発防止に向けて、調査結果を踏まえ、県教育委員会の指導・助言を受けながら対策を講ずる。

附則

この方針は、平成31年3月1日から施行する。

この方針は、令和6年5月31日から一部改訂し施行する。